

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 1項 公衆衛生費

##### 5目 母子衛生費

家庭支援課(内線: 7572)

(単位:千円)

| 事業名              | 本年度               | 前年度                      | 比較      | 財源内訳  |    |     |         | 備考 |
|------------------|-------------------|--------------------------|---------|-------|----|-----|---------|----|
|                  |                   |                          |         | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 一般財源    |    |
| (新) 鳥取県版不妊治療拡大事業 | 147,720           | 0                        | 147,720 |       |    |     | 147,720 |    |
| トータルコスト          | 166,272千円         | 〔正職員: 2.1人 会計年度任用職員0.7人〕 |         |       |    |     |         |    |
| 主な業務内容           | 特定不妊治療費に係る助成関係業務  |                          |         |       |    |     |         |    |
| 工程表の政策内容         | 不妊治療への支援など母子保健の充実 |                          |         |       |    |     |         |    |
| 事業内容の説明          |                   |                          |         |       |    |     |         |    |

#### 1 事業の目的・概要

これまで、人工授精や特定不妊治療（体外受精、顕微授精）は全て保険適用外とされていたため、国や県で助成制度を設けながら当事者の経済的負担の軽減を図っていたが、令和4年度から先進医療との保険外併用診療による保険適用化が検討されている。

不妊治療の保険適用により、治療に取り組むための当事者の経済的な負担だけでなく精神的な負担も抑えられるなどのメリットがある一方で、保険適用の治療のみでは妊娠に至ることが難しく、保険適用外となる治療が必要とされる場合もある。そのような治療が必要となる方にとっては、保険適用となつても経済的負担が増加するケースも見込まれるため、負担が増加することなく、より有効性の高い治療を受けられるよう支援が必要である。

子どもを持ちたいという方々の気持ちに寄り添い、願いをかなえるための治療に係る経済的負担の軽減を図るために、保険外併用で実施される先進医療及び全額自費診療として行われる治療（混合診療、保険適用回数を超える治療）に対する県独自の助成を行う。

### ★全体像

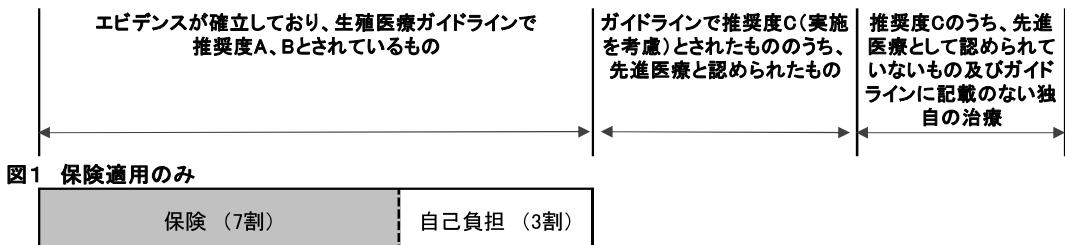


図2 保険外併用（保険適用と「先進医療」と認められる治療との組み合わせ）



図3 混合診療(先進医療とならない保険適用外の治療を含む場合)

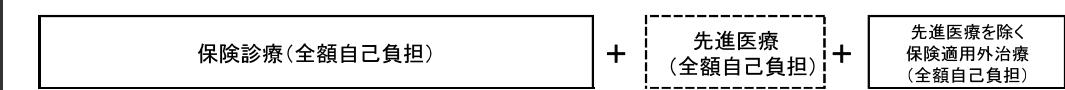


図4 保険適用となる回数(治療開始日の妻の年齢が40歳未満の場合6回／1子、40歳以上の場合は3回／1子)を超える治療



県で支援

※保険診療と自費診療(保険適用外治療)を同時に「混合診療」は認められておらず、

保険適用の治療と併せて保険適用外の治療を行った場合は、全て自費診療として扱われる。(図3)

ただし、保険外診療を受ける場合でも、国で「先進医療」として認められた治療については、

保険診療との併用が認められており、「先進医療」については全額自己負担、保険診療部分については一部自己負担、

残りの額は健康保険から給付が行われる。(図2)

## 2 主な事業内容

(単位：千円)

| 区分             | 内 容   | 予算額     |
|----------------|---|---------|
| 特定不妊治療費助成金交付事業 | <p>(1) 保険外併用で実施された先進医療への補助 (図2の場合)<br/>保険外併用の仕組みのもと、先進医療として保険適用外で実施された治療に対して5万円／回を上限に助成する。</p> <p>※回数制限、年齢制限については保険適用条件に基づく (回数…治療開始時における妻の年齢が40歳未満の場合は6回／1子、40歳以上の場合は3回／1子。年齢…治療開始時の妻の年齢が43歳未満)</p> <p>(2) 全額自費診療で実施される治療への補助<br/>ア 先進医療ではない保険適用外のオプション治療を行い (いわゆる混合診療)、全額自費で行う治療への助成 (図3の場合)</p> <p>【助成上限額】<br/>採卵を伴う治療 30万円／回<br/>採卵を伴わない治療 11万円／回</p> <p>【助成回数】<br/>治療開始時における妻の年齢が40歳未満の場合は6回目／1子まで、40歳以上の場合は3回目／1子までの範囲内の治療 (国助成、保険適用の回数も含む) に限り助成</p> <p>※治療開始時の妻の年齢が43歳未満の場合に限る。(43歳到達後はイの助成へ移行)</p> <p>イ 治療開始から7回目 (治療開始が40歳以上の場合は4回目) 以降に実施される治療のうち、保険適用外となる治療または年齢制限により保険適用外となる治療への助成 (図4の場合)</p> <p>【助成上限額】<br/>10万円／回</p> <p>【助成回数】<br/>初めて国制度の助成を受けた治療開始時点の妻の年齢が40歳未満の場合は通算6回、40歳以上の場合は通算3回まで</p> <p>※ただし、43歳到達後は、助成残回数または3回のいずれか少ないほうまでとする。</p> <p>※令和4年以降初めて治療を行う場合は初めて保険適用 (または自費診療) による治療を受けた治療開始時点の妻の年齢を起点とする。</p> <p>※出生ごとの回数リセットはせず生涯の通算回数とし、従前の単県継ぎ足し助成制度の回数を引き継ぐ。</p> | 31,400  |
|                | 合 計   | 116,320 |
|                |   | 147,720 |

## 【助成要件】

- 申請時に夫婦の一方または両方が県内在住である者。（事実婚も含む）
- 所得制限なし。

## 3 事業目標・取組状況・改善点

平成16年度から特定不妊治療費助成金交付事業を開始し、国の助成制度に県独自で金額、回数を上乗せした全国トップクラスの助成を行ってきた。平均初婚年齢の上昇に伴い、第1子出産時における母の平均年齢も上昇していること、医療技術の進歩等に伴い不妊治療の技術が普及してきていること等の背景から、不妊治療のニーズが増加しており、不妊治療費助成の件数も年々増加傾向にある。

国の少子化対策の一環として不妊治療の経済的負担軽減が掲げられ、令和4年度より保険適用となるが、治療の中で施される技術の中には、一部保険適用の対象外となる技術も生じる見込みである。これまで体外受精や顕微授精は、標準的な治療に加え、患者の状態に合わせて必要な医療技術を選択し組み合わせながら、より効果の高い治療が行われてきたが、本県のように特定不妊治療費助成を受けていて、保険適用となる治療のみでは妊娠が難しい患者は、経済的な負担が大きくなってしまう懸念がある。

保険適用となった後も患者の負担が増加することなく、これまで同様の質の高い治療が継続できるよう、保険適用外（自費診療）となる治療に対して県独自の助成を継続していくことにより、当事者の経済的負担の軽減を図っていく。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 1項 公衆衛生費

##### 7目 難病対策費

家庭支援課（内線：7572）

(単位：千円)

| 事業名          | 本年度   | 前年度    | 比較    | 財源内訳   |    |     |        | 備考 |
|--------------|---|--------|-------|--------|----|-----|--------|----|
|              |   |        |       | 国庫支出金  | 起債 | その他 | 一般財源   |    |
| 小児慢性特定疾病対策事業 | 101,482   | 99,950 | 1,532 | 50,205 |    |     | 51,277 |    |
| トータルコスト      | 118,146千円（前年度116,646千円）〔正職員：1.5人、会計年度任用職員：1.7人〕 |        |       |        |    |     |        |    |
| 主な業務内容       | 小児慢性特定疾病審査業務、申請書審査、国庫負担（補助）金申請事務                |        |       |        |    |     |        |    |
| 工程表の政策内容     | —   |        |       |        |    |     |        |    |

事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

慢性疾病により長期にわたり治療を必要とする児童等（以下「慢性疾病児童等」という。）の健全な育成を図るため、慢性疾病児童等に対して医療の給付、県外受診に要する交通費の一部及び日常生活用具の給付を行う。

#### 2 主な事業内容

(単位：千円)

| 区分                   | 内 容   | 予算額     |     |   |     |                   |     |   |     |                |     |     |     |     |
|----------------------|---|---------|-----|---|-----|-------------------|-----|---|-----|----------------|-----|-----|-----|-----|
| 小児慢性特定疾病医療費助成事業      | 小児慢性特定疾病（762疾病）児童の医療費の一部を公費負担し、患者家族の負担軽減と治療研究の促進を図る。<br>・財源：国1/2、県1/2<br>※県東部4町（岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）に係る鳥取市（保健所業務委託）への負担金を含む。  | 99,438  |     |   |     |                   |     |   |     |                |     |     |     |     |
| 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 | 市町村が行う特殊寝台等の日常生活用具18品目の給付に対して補助を行う。<br>(負担割合)<br><table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> <tr> <td>市及び福祉事務所を設置している町村</td> <td>1/2</td> <td>—</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>福祉事務所を設置していない町</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> </tr> </table> | 区分      | 国   | 県 | 市町村 | 市及び福祉事務所を設置している町村 | 1/2 | — | 1/2 | 福祉事務所を設置していない町 | 1/2 | 1/4 | 1/4 | 512 |
| 区分                   | 国   | 県       | 市町村 |   |     |                   |     |   |     |                |     |     |     |     |
| 市及び福祉事務所を設置している町村    | 1/2   | —       | 1/2 |   |     |                   |     |   |     |                |     |     |     |     |
| 福祉事務所を設置していない町       | 1/2   | 1/4     | 1/4 |   |     |                   |     |   |     |                |     |     |     |     |
| （新）小児慢性特定疾病交通費助成事業   | 県内医療機関で対応できない小児慢性特定疾病的治療のため、小児慢性特定疾病児童が県外医療機関を受診するための交通費の一部を助成する。<br>・財源：単県<br>※鳥取市分は含まない。  | 1,532   |     |   |     |                   |     |   |     |                |     |     |     |     |
| 合 計                  |   | 101,482 |     |   |     |                   |     |   |     |                |     |     |     |     |

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

慢性疾病児童等に対し医療費の助成を行うとともに、日常生活用具の給付を行った。引き続き、児童の健全な育成を図るために支援を行う。

県外医療機関への通院または入院が必要な場合、患児の体調考慮などの精神的負担だけでなく、医療機関までの旅費等にかかる経済的負担が生じていることから、新たに交通費の一部を助成する。

# 令和4年度一般会計当初予算説明資料

## 2款 總務費

## 1項 総務管理費

## 8目 私立学校振興費

綜合教育推進課 (內線: 7841)

(単位:千円)

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 2款 総務費

#### 1項 総務管理費

##### 8目 私立学校振興費

総合教育推進課(内線:7022)

(単位:千円)

| 事業名                                    | 本年度                                 | 前年度   | 比較   | 財源内訳  |    |     |      | 備考 |
|--|-------------------------------------|-------|------|-------|----|-----|------|----|
|  |                                     |       |      | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 一般財源 |    |
| 私立中学校・高等学校の学校寮及び部活動における新型コロナウィルス対策強化事業 | 1,500                               | 2,250 | △750 | 1,500 |    |     |      |    |
| トータルコスト                                | 2,289千円(前年度3,042千円)〔正職員:0.1人〕       |       |      |       |    |     |      |    |
| 主な業務内容                                 | 補助金交付事務                             |       |      |       |    |     |      |    |
| 工程表の政策内容                               | 県内の私立学校等がそれぞれの特色を活かし、多様な教育の機会を提供する。 |       |      |       |    |     |      |    |
| 事業内容の説明                                | 【「新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】     |       |      |       |    |     |      |    |

#### 1 事業の目的・概要

私立中学校及び私立高等学校の学校寮及び部活動における新型コロナウィルス対策の強化を図るため、学校が行う感染防止対策に必要な経費を支援する。

#### 2 主な事業内容

##### (1) 対象者

私立中学校及び私立高等学校

##### (2) 対象経費

「学校寮における新型コロナウィルス感染症対策ガイドライン」及び「鳥取県運動部(文化部)活動における新型コロナウィルス感染症対策ガイドライン」を踏まえた感染症予防対策を各学校が行うために必要な経費。

<取組例>

- ・学校寮や部室のパーテーション、空気清浄機、換気機器、清掃用品、非接触型体温計、マスク、消毒液の購入 等
- ・部活動で練習試合などを行う場合の移動用バスの増便やマスク、消毒液の購入 等

##### (3) 補助率

1/2

【1校あたりの上限】学校寮:100千円、部活動:100千円

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

私立中学校・高等学校が実施する感染症対策に必要な経費を支援することで、私立中学校・高等学校における新型コロナウィルス感染症拡大防止対策の推進を図った。新型コロナウィルス感染症の収束が見通せない中、引き続き支援を行う。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

## 2款 總務費

## 1項 総務管理費

### 綜合教育推進課（內線：7022）

8目 私立学校振興費

(单位:千円)

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 2款 総務費

#### 1項 総務管理費

##### 8目 私立学校振興費

総合教育推進課（内線：7022）

(単位：千円)

| 事業名              | 本年度                                 | 前年度   | 比較     | 財源内訳  |    |     |      | 備考 |
|------------------|-------------------------------------|-------|--------|-------|----|-----|------|----|
|                  |                                     |       |        | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 一般財源 |    |
| 県内修学旅行支援事業（私立学校） | 540                                 | 1,800 | △1,260 | 540   |    |     |      |    |
| トータルコスト          | 1,329千円（前年度2,592千円）〔正職員：0.1人〕       |       |        |       |    |     |      |    |
| 主な業務内容           | 補助金交付事務                             |       |        |       |    |     |      |    |
| 工程表の政策内容         | 県内の私立学校等がそれぞれの特色を活かし、多様な教育の機会を提供する。 |       |        |       |    |     |      |    |
| 事業内容の説明          | 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】     |       |        |       |    |     |      |    |

#### 1 事業の目的・概要

新型コロナウイルスの影響により、私立中学校、私立高等学校及び私立専修学校（高等課程）が修学旅行等を県内宿泊で実施する場合の費用について支援することで、生徒がふるさとについて学ぶ機会を創出し、地域への愛着を育む。

#### 2 主な事業内容

##### （1）対象者

私立中学校、私立高等学校及び私立専修学校（高等課程）の生徒保護者

##### （2）対象経費

修学旅行等において、県内で体験活動を実施し、かつ県内で宿泊した場合の旅行費用（他の補助金等を活用した額を除く）。ただし、旅行先は県内に限る。

##### （3）補助率

定額（上限：生徒1人あたり3,000円）

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

修学旅行等の旅行先を県内とし、県内宿泊かつ県内で体験活動を行った場合の旅行費用を支援することによって、新型コロナウイルスへの感染リスクの低減を図るとともに、生徒がふるさとについて学ぶ機会を創出する。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 2款 総務費

#### 1項 総務管理費

##### 8目 私立学校振興費

総合教育推進課(内線:7022)

(単位:千円)

| 事業名                | 本年度                                 | 前年度 | 比較 | 財源内訳  |    |     |      | 備考 |
|--------------------|-------------------------------------|-----|----|-------|----|-----|------|----|
|                    |                                     |     |    | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 一般財源 |    |
| 家庭学習のための通信機器整備支援事業 | 675                                 | 675 | 0  | 675   |    |     |      |    |
| トータルコスト            | 1,464千円(前年度1,467千円)【正職員:0.1人】       |     |    |       |    |     |      |    |
| 主な業務内容             | 補助金交付事務                             |     |    |       |    |     |      |    |
| 工程表の政策内容           | 県内の私立学校等がそれぞれの特色を活かし、多様な教育の機会を提供する。 |     |    |       |    |     |      |    |
| 事業内容の説明            | 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】     |     |    |       |    |     |      |    |

#### 1 事業の目的・概要

新型コロナウイルスによる臨時休業時においてICTを活用した教育活動を行うため、家庭にインターネット環境が整っていない生徒へ通信機器(Wi-Fiルーター)の貸与を行う私立学校に対して、必要な経費を支援する。

#### 2 主な事業内容

##### (1) 対象者

私立中学校及び高等学校

##### (2) 対象経費

学校が整備したWi-Fiルーターの賃貸借料(通信料を含む)

##### (3) 補助率

3/4

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

経済的理由などにより家庭にインターネット環境が整っていない生徒へ通信機器(Wi-Fiルーター)を貸与することにより、臨時休業時における学習保障を図るため、令和3年度に事業を開始した。令和3年度中は補助金の活用実績がなかったが、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、令和4年度も引き続き支援を行う。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 2款 総務費

#### 1項 総務管理費

##### 8目 私立学校振興費

総合教育推進課(内線:7841)

(単位:千円)

| 事業名   | 本年度       | 前年度       | 比較     | 財源内訳    |    |     |           | 備考 |
|---|-----------|-----------|--------|---------|----|-----|-----------|----|
|   |           |           |        | 国庫支出金   | 起債 | その他 | 一般財源      |    |
| 私立学校教育振興補助金   | 1,968,889 | 1,900,052 | 68,837 | 309,451 |    |     | 1,659,438 |    |
| <b>トータルコスト</b> 1,974,409千円 (前年度1,905,597千円) [正職員: 0.7人] |           |           |        |         |    |     |           |    |
| <b>主な業務内容</b> 補助金等交付事務、国庫補助事務等                          |           |           |        |         |    |     |           |    |
| <b>工程表の政策内容</b> 県内の私立学校等がそれぞれの特色を活かし、多様な教育の機会を提供する。     |           |           |        |         |    |     |           |    |
| <b>事業内容の説明</b>  |           |           |        |         |    |     |           |    |

#### 1 事業の目的・概要

私立学校（高等学校、中学校、専修学校）の教育条件の維持向上、生徒・保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の安定化を図り、各私立学校の特色ある取組を支援する。

#### 2 主な事業内容

(単位:千円)

| 補助金の種別                     | 校数 | 内 容   | 補助率               | 予算額       |
|----------------------------|----|---|-------------------|-----------|
| 私立高等学校教育振興補助金              | 8  | 一般分（経常費補助） 1,661,849<br>特別分（特色ある教育等への補助） 31,955 | 定額<br>1/3、1/2他    | 1,693,804 |
| 私立中学校教育振興補助金               | 3  | 一般分（経常費補助） 148,503<br>特別分（特色ある教育等への補助） 3,852    | 定額<br>1/3、1/2他    | 152,355   |
| 私立専修学校教育振興補助金              | 14 | 一般分（経常費補助） 16,983<br>特別分（技能教育施設分（3校）） 61,000    | 1/15、2/15<br>1/2他 | 77,983    |
| 鳥取県私立専門学校授業料等減免費交付金        | 5  | 高等教育の修学支援制度の対象となる専門学校に対する修学支援金（高等教育の無償化）の補助     | 10/10             | 43,860    |
| (新) 専修学校向けの授業目的公衆送信補償金支援事業 | 14 | 授業目的公衆送信補償金制度に係る経費の補助                           | 2/3               | 587       |
| (新) 職業実践専門課程支援事業           | 2  | 職業実践専門課程の認定を受けている専門学校が企業と連携して行う取組に係る経費の補助       | 1/2               | 300       |
| <b>合 計</b>                 |    |   |                   | 1,968,889 |

※私立高等学校・中学校教育振興補助金

一般分：人件費、教育管理経費、設備費

特別分：舍監配置、土曜日授業実施、アクティブラーニング推進、経営改善、地域と連携して行う校外での教育活動、授業目的公衆送信補償金制度の活用、外部人材活用の推進、カウンセラー配置等

#### 3 事業目標・取組状況、改善点

##### ○私立高等学校・中学校教育振興補助金 一般分

- 平成19年度に単価方式に変更して以降、概ね3年ごとに、学校経営の実態に基づき単価を見直している（平成22、25、26、28、令和元年度（令和2年度は消費税増税に伴う見直し））
- 適正な教育環境を担保する観点から、収容定員（全学年・全学科の合計）の110%を超過した生徒分は、補助対象外とした。（高等学校 平成29年度～、中学校 令和4年度～）

##### ○私立高等学校・中学校教育振興補助金 特別分

- 心豊かな学校づくり推進事業について、令和4年度に行われる国の制度改革と同様に事業内容及び上限額の見直しを行う。

##### ○専修学校に対する補助金

- 「授業目的公衆送信補償金制度」を活用した場合の経費について補助する。（令和4年度）
- 専門学校のうち「職業実践専門課程」として文部科学省から認定を受け、企業と連携して職業実践教育の推進や教育内容の充実を図る学校に対して補助する。（令和4年度）

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 2款 総務費

#### 1項 総務管理費

##### 8目 私立学校振興費

総合教育推進課(内線: 7824)

(単位:千円)

| 事業名               | 本年度   | 前年度       | 比較      | 財源内訳      |    |     |        | 備考 |
|-------------------|---|-----------|---------|-----------|----|-----|--------|----|
|                   |   |           |         | 国庫支出金     | 起債 | その他 | 一般財源   |    |
| 私立高等学校等就学支援金支給等事業 | 1,154,344   | 1,016,864 | 137,480 | 1,082,430 |    |     | 71,914 |    |
| トータルコスト           | 1,162,424千円(前年度1,024,958千円)〔正職員:0.7人、会計年度任用職員:0.9人〕 |           |         |           |    |     |        |    |
| 主な業務内容            | 就学支援金等の支給事務   |           |         |           |    |     |        |    |
| 工程表の政策内容          | 県内の私立学校等がそれぞれの特色を活かし、多様な教育の機会を提供する。                 |           |         |           |    |     |        |    |

事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

家庭の状況にかかわらず、すべての中学生・高校生等が安心して勉学に打ち込める環境を作るため、就学支援金等の支給や授業料等の減免助成により、家庭の教育費負担を軽減する。

#### 2 主な事業内容

##### (1) 私立高等学校等就学支援金事業 1,145,368千円

私立の高等学校等(高等学校及び専修学校の高等課程)、高等学校専攻科及び中学校に通学する生徒の授業料について、世帯年収(目安)区分に応じて就学支援金の支給等を行う。

(単位:千円)

| 区分               | 支給額等   | 予算額       |
|------------------|--|-----------|
| 高等学校等就学支援金       | 高等学校等(財源:国10/10)<br>・年収590万円未満世帯 396,000円/年<br>・年収590万円以上910万円未満世帯 118,800円/年<br>中学校(財源:単県)<br>・年収910万円未満世帯 118,800円/年<br>※ 年収800万円未満世帯については、収入に応じて助成額を加算する。 | 1,135,597 |
| 学び直しへの支援         | 高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間である36月(定時制・通信制は48月)経過後も、卒業までの間(全日制は最長1年、定時制・通信制は最長2年)、継続して、①の高等学校等と同等の支援を行う。(財源:国10/10)                           | 1,782     |
| 高等学校等就学支援金事務費交付金 | 私立高等学校等の設置者に対して、就学支援金受給資格認定者数等に応じて事務費を交付する。(財源:国10/10)   | 3,051     |
| 専攻科生徒への修学支援      | ・年収270万円未満世帯 427,200円/年<br>・年収270万円以上380万円未満世帯 213,600円/年<br>(財源:国1/2)   | 4,914     |
| その他              | 就学支援金実地検査にかかる旅費(財源:国1/2)   | 24        |
|                  | 合 計  | 1,145,368 |

##### (2) 私立学校生徒授業等減免補助事業 8,976千円

低所得世帯や家計急変、災害り災などの事情により経済的な困窮が認められる世帯の生徒に係る納入金を減免する学校設置者に対して助成を行う(減免額を10/10補助)。(財源:単県、一部国1/2)

#### 3 事業目標・取組状況、改善点

家庭の経済状況にかかわらず、全ての意思ある中学生・高校生等が安心して教育を受けることができるよう、支援金等の支給により家庭の経済的負担の軽減を図っていく。

##### ○私立高等学校等就学支援金事業

私立中学校に通う生徒を対象とし、平成22年度(6月補正)に国の高等学校等就学支援金制度に準じた県版の中学校就学支援金制度を創設した。その後、平成29年度から年収270万円未満世帯の生徒に対する支給額を私立高等学校等と同額とした。また、私立高等学校及び私立専修学校(高等課程)に通う生徒を対象として、国の制度を活用し、年額118,800円を支給(低所得世帯については、収入に応じて助成額を加算)していくが、令和2年度から、国の制度改正により実質無償化が実現された。(このことに伴い、令和2年度から私立中学校に対する就学支援金についても高校等と同様に県独自に上限額の引き上げを行った。)

##### ○私立学校生徒授業料等減免補助金事業

私立高等学校等において経済的に困窮している世帯の生徒を対象として、平成11年度に授業料減免補助制度を創設し、その後、平成29年度から私立中学校の生徒も助成対象とした。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 2款 総務費

#### 1項 総務管理費

##### 8目 私立学校振興費

総合教育推進課(内線:7022)

(単位:千円)

| 事業名                | 本年度                                   | 前年度 | 比較    | 財源内訳  |    |     |       | 備考 |
|--------------------|---------------------------------------|-----|-------|-------|----|-----|-------|----|
|                    |                                       |     |       | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 一般財源  |    |
| (新)私立専修学校大規模修繕促進事業 | 2,137                                 | 0   | 2,137 |       |    |     | 2,137 |    |
| トータルコスト            | 2,926千円(前年度0千円)【正職員:0.1人】             |     |       |       |    |     |       |    |
| 主な業務内容             | 補助金交付事務                               |     |       |       |    |     |       |    |
| 工程表の政策内容           | 県内の私立学校等がそれぞれの特色を活かし、多様な教育の機会を提供すること。 |     |       |       |    |     |       |    |

事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

私立専修学校の校舎等の改修等に要する経費の一部を補助することにより、県内で学ぶ学生の教育環境の整備を図る。

#### 2 主な事業内容

(単位:千円)

| 区分                              | 内容  | 補助率等                              | 予算額   |
|---------------------------------|---|-----------------------------------|-------|
| 私立専修学校大規模修繕等促進事業補助金<br>※制度の新設のみ | 建築後、概ね20年以上経過した私立専修学校(専門課程又は高等課程に限る)の既存校舎等の修繕、または用途変更に伴う改造事業に係る経費に対して補助を行う。<br><br><令和4年度実施校><br>日本海情報ビジネス専門学校<br>・校舎外壁修繕工事 | 高等課程:1/3<br>専門課程:1/12<br>(いずれも単県) | 2,137 |
| 私立学校振興資金利息補助金<br>※制度の新設のみ       | 私立専修学校(専門課程又は高等課程に限る)の校舎等の改築(建替え)、大規模修繕事業等施設整備等のための借入金に係る利息の支払いに対して補助を行う。(1%まで、最長10年間)                                      | 借入利率又は年1%のどちらか低い率(単県)             | —     |

#### 3 事業目標・取組状況・改善点

私立専修学校が行う施設整備事業に対する支援策は国の補助事業のみで、これまで県には支援策がなかった。施設の築年数が20年以上の学校が多い中、国の補助事業は主に耐震改修のみが対象で施設の老朽化による修繕等が対象となっておらず、学校からは、大規模修繕に対する財政的支援を求められていた。

このため、施設整備事業に対する補助事業を新設し、施設整備事業に要する経費の一部を支援することにより、私立専修学校における教育環境の向上を図る。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 2款 総務費

#### 1項 総務管理費

##### 8目 私立学校振興費

総合教育推進課(内線:7022)

(単位:千円)

| 事業名      | 本年度                                 | 前年度    | 比較   | 財源内訳  |    |     |        | 備考 |
|----------|-------------------------------------|--------|------|-------|----|-----|--------|----|
|          |                                     |        |      | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 一般財源   |    |
| 不登校対策事業  | 12,674                              | 13,130 | △456 |       |    |     | 12,674 |    |
| トータルコスト  | 13,463千円(前年度13,922千円)〔正職員:0.1人〕     |        |      |       |    |     |        |    |
| 主な業務内容   | 補助金交付事務                             |        |      |       |    |     |        |    |
| 工程表の政策内容 | 県内の私立学校等がそれぞれの特色を活かし、多様な教育の機会を提供する。 |        |      |       |    |     |        |    |

事業内容の説明

#### 1 事業の目的・概要

民間(私立学校等)のノウハウを活用しながら、児童生徒・保護者のニーズに応えて選択肢を提供するフリースクールを運営する学校法人等民間事業者を支援することにより、不登校児童生徒に対する教育の機会を確保する。

また、家庭の経済状況にかかわらず、義務教育段階にある児童生徒の学びや成長を保障するため、フリースクール等に通う児童生徒の通所費用等に対して支援を行う。

#### 2 主な事業内容

(単位:千円)

| 区分                  | 内 容  | 予算額    |
|---------------------|--|--------|
| 鳥取県フリースクール連携推進事業補助金 | 「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に沿ってフリースクールを設置運営する私立学校等の民間事業者に対して、運営費等の助成を行う。<br>・補助率:1/2<br>・上限額:1団体あたり 3,000千円  | 9,132  |
| 鳥取県不登校児童生徒支援事業補助金   | 市町村が、年収約590万円未満の世帯の児童生徒の授業料等(会費・交通費等)に対して助成を行う場合に、当該市町村の助成事業費に対して助成を行う。<br>・補助率:市町村負担額の1/2<br>・上限額:授業料 児童生徒1人あたり 6,600円/月<br>交通費等 小学生1人あたり 1,500円/月<br>中学生1人あたり 3,000円/月 | 3,542  |
| 合計                  |  | 12,674 |

#### 3 事業目標・取組状況、改善点

義務教育段階にある児童生徒の学びや成長を保障するため、フリースクールの教育的意義等を踏まえ、平成26年度からフリースクールの運営費に対して補助を行っている(対象施設数:4施設)。

県内のフリースクールの通所には、15,000~27,500円/月の授業料(会費)に加え、交通費や体験活動等に要する実費などが必要となることから、通所する又は通所を希望する児童生徒の保護者にとっては、義務教育段階でありますから経済的負担が大きくなっている。令和2年度から「鳥取県不登校児童生徒支援事業補助金」を創設してフリースクール等に通所する授業料分について助成を開始し、令和3年度からは補助対象に交通費等を追加して保護者の一層の負担軽減を図った。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

### 2款 総務費

#### 1項 総務管理費

##### 8目 私立学校振興費

総合教育推進課(内線: 7824)

(単位:千円)

| 事業名               | 本年度                                 | 前年度     | 比較    | 財源内訳  |    |     |         | 備考 |
|-------------------|-------------------------------------|---------|-------|-------|----|-----|---------|----|
|                   |                                     |         |       | 国庫支出金 | 起債 | その他 | 一般財源    |    |
| 私立中学・高校生への学びの応援事業 | 145,160                             | 139,343 | 5,817 |       |    |     | 145,160 |    |
| トータルコスト           | 145,949千円(前年度140,135千円)【正職員: 0.1人】  |         |       |       |    |     |         |    |
| 主な業務内容            | 補助金交付事務                             |         |       |       |    |     |         |    |
| 工程表の政策内容          | 県内の私立学校等がそれぞれの特色を活かし、多様な教育の機会を提供する。 |         |       |       |    |     |         |    |

事業内容の説明

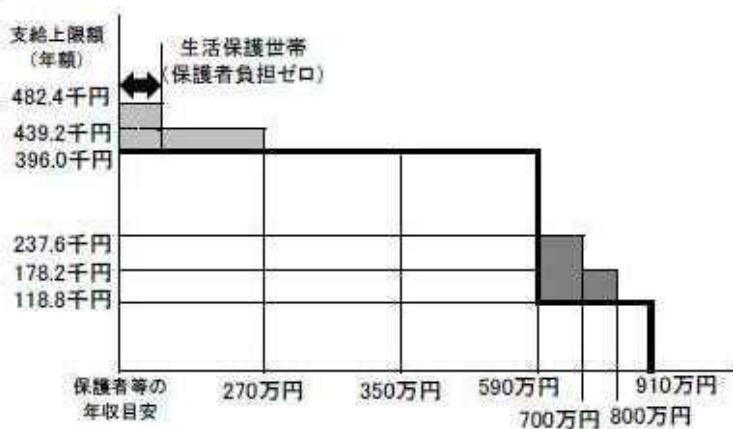
#### 1 事業の目的・概要

家庭の状況にかかわらず、すべての中学生・高校生等に対して多様な選択肢を提供するとともに、安心して勉学に打ち込める環境を作るため、就学支援金制度に上乗せの補助を行い、家庭の教育費負担を軽減する。

#### 2 主な事業内容

- (1) 生活保護世帯に対し、保護者負担額から授業料を差し引いた残りの額を補助(上限86.4千円)
  - (2) 住民税非課税世帯に対し、保護者負担額から授業料を差し引いた残りの額を補助(上限43.2千円)
  - (3) 年収590万円以上700万円未満世帯に対し、118.8千円を上限に就学支援金と授業料の差額に対して補助
  - (4) 年収700万円以上800万円未満世帯に対し、59.4千円を上限に就学支援金と授業料の差額に対して補助
- 【予算額: 私立高等学校等(含私立専修学校(高等課程)) 135,379千円、私立中学校 9,781千円】

(例) 高等学校のイメージ



#### 3 事業目標・取組状況、改善点

家庭の経済状況にかかわらず、全ての学ぶ意思のある中学生・高校生等が安心して教育を受けることができるよう、支援金の支給により家庭の経済的負担の軽減を図っていく。

私立高等学校等に通う生徒については、令和2年度に鳥取県私立高等学校等総合支援金制度を創設し、生活保護世帯について授業料以外の納付金を含め保護者負担額をゼロとするなどの負担軽減を図るための支援を拡充した。

私立中学校に対する就学支援金についても高校等と同様に、生活保護世帯等に対する負担軽減を図るために支援を拡充した。

また、令和4年度から私立専修学校(高等課程)に通う生徒の授業料以外の納付金についても補助対象とする。